

2020年4月20日

各 位

会 社 名 株式会社 鴨川グランドホテル  
 代表者名 代表取締役社長 鈴木 健史  
 (JASDAQ・コード9695)  
 問合せ先 常務取締役 村上 全男  
 (TEL04-7094-5581)

固定資産の譲渡及び特別利益並びに特別損失(投資有価証券評価損)の計上に関するお知らせ

当社は、下記取締役会において、固定資産を譲渡することを決議しました。

また、2020年3月期(2019年4月1日~2020年3月31日)において、特別利益及び特別損失(投資有価証券評価損)を計上いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

### 1.固定資産の譲渡

#### [1] 譲渡の理由

経営資源の有効活用と財務体質の強化〔資本の増強〕を図るため、当該固定資産を譲渡することといたしました。

#### [2] 譲渡資産の内容

資産の名称及び所在地	譲渡価額	売却益	現況
建物および土地 千葉県鴨川市広場大字松崎	90 百万円	77 百万円	自社所有不動産 (鴨川グランドタワー 1007・1302・1403 及び1508号室)

(注) 売却益につきましては、譲渡価額から帳簿価額、譲渡に係る費用等の見積額を控除した概算額です。

#### [3] 譲渡先の概要

相手先 鈴木 初子 住所 千葉県鴨川市

鈴木 初子氏は支配株主であります。

経緯としましては、続けざまに襲来した台風と集中豪雨に加え新型コロナウイルスの影響により売上・利益とも当初見込みを大幅に下回る見通しとなったことから、財務体質の強化を図るため検討を加える中で、当社の運営に賛同されている鈴木 初子氏に上記物件の購入を働きかけ成約に至ったものです。

#### 〔4〕 支配株主との取引等に関する事項

譲渡先であります鈴木初子氏は当社の支配株主であることから、支配株主との取引等に該当しております

##### ① 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社では、2019年7月1日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書における「支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」について以下のとおり定めており、本売買は、この方針に則って決定しております。

『当社は、法令・社内規定に基づき、必要に応じて取締役会にて決議し、支配株主との取引等の実施を決定しております。また、取引等については監査役や内部統制室が監査を行うことで適正な取引が行われているかを監視し、当社ひいては少数株主の利益を害することのなきよう万全を期しております。

支配株主との取引等に関する水準については、外部の専門家の意見や市場価格を勘案した一般的な取引と同条件にて決定しております』

本売買に際して、当社は2020年3月26日に取締役会を開催し、取締役4名〔うち独立役員である社外取締役1名〕及び監査役3名〔うち独立役員である社外監査役1名〕により十分な審議を行い、売買に係る決議を行いました。但し、鈴木 初子氏の長男である代表取締役社長 鈴木 健史も決議に参加したことから、吉田・神山法律事務所の吉田弁護士のアドバイスを受け、「利益相反取引には該当しないが、会社計算規則98条1項15号、112条1項、同条4項7号において、会社と役員との近親者との間の取引を注記表に表示することとされていること等を踏まえ、再度、取締役会において決議〔代表取締役社長 鈴木 健史は議決権を行使しない〕をすることを指導され、2020年4月20日に取締役会を開催し、代表取締役 鈴木 健史を除く取締役4名〔うち独立役員である社外取締役1名〕及び監査役3名〔うち独立役員である社外監査役1名〕により十分な審議を行い、売買に係る決議を行いました。本売買は当該指針に適合しているものと判断しております。

##### ② 公正性を担保するためのするための措置及び利益相反回避措置

本売買が恣意的とならぬよう千葉第一監査法人のアドバイスを頂き、売買事例の確認〔東急リゾート株式会社鴨川営業所〕と不動産鑑定評価〔株式会社東京カンテイ〕を受けており〔調査価格19百万円～31百万円/1室当たり〕、本売買が一般的な売買の内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであります。

##### ③ 当該取引が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本売買に際して、2020年4月17日に支配株主と利害関係のない当社社外取締役〔独立役員〕である本間隆弘氏より、①本取引の成立により資本の増強が図られ財務体質の強化に繋がったこと②不動産鑑定評価並びに売買事例を参考に売買価格を決定しており、本売買価格は適正と判断できること③社内で定められた規則及び手続に沿って本売買が決定されていること④本取引は株式会社鴨川グランドホテルと鈴木 初子氏の取引であり、利益相反取引には当たらないという弁護士見解を得ていること⑤本取引の成立により財務体質が強化され、企業価値が向上するものと判断できること。以上、①～⑤から判断し、少数株主にとって不利益となるものではない旨の意見を取得しております。

〔5〕譲渡の日程

(1) 取締役会決議日	2020年4月20日
(2) 契約締結日	2020年3月26日
(3) 物件引渡日	2020年4月21日

〔注〕2020年3月26日に取締役会を開催し決議いたしましたが、弁護士等からの指導を受け、2020年4月20日再度取締役会を開催し決議いたしました。

〔6〕今後の見通し

上記売却益は、資本の増強として「固定資産売却益」77百万円、特別利益に計上いたします。

2. 特別利益の内容

上記、「固定資産売却益」77百万円その他、台風被害に関する「受取保険金」を2020年3月期第3四半期累計期間〔2019年4月1日～2019年12月31日〕に52百万円を計上しておりますが、2020年3月期第4四半期会計期間〔2020年1月1日～2020年3月31日〕に23百万円を追加計上し、2020年3月期〔2019年4月1日～2020年3月31日〕において合計75百万円を計上いたします。

3. 特別損失（投資有価証券評価損）の内容

当社が保有する投資有価証券の一部について、取得価額に比べて時価が著しく下落したため、減損処理による投資有価証券評価損8百万円を計上いたします。

以 上